

ほのぼの広場団体利用の手引き

福岡都市圏南部環境事業組合

いつも「ほのぼの広場」をご利用いただきありがとうございます。

ほのぼの広場を10名以上で利用する団体は、事前に「使用許可申請書」の提出をお願いしております。

「ほのぼの広場管理運営規則」及び本資料をご確認いただき、申請いただきますようお願いいたします。

《目次》

1. 全体概要	1
2. 団体使用許可申請	2
3. 申請方法	2
4. 使用許可の条件	2
5. 使用申請内容の変更	3
6. 使用予約のキャンセル	3
7. ご協力をお願い	3
8. 禁止事項	4
9. 申請許可申請書記入例	5

2022年12月23日 制定

1. 全体概要

(1)所在地

春日市大字下白水 104 番地 5

(2)広場名称

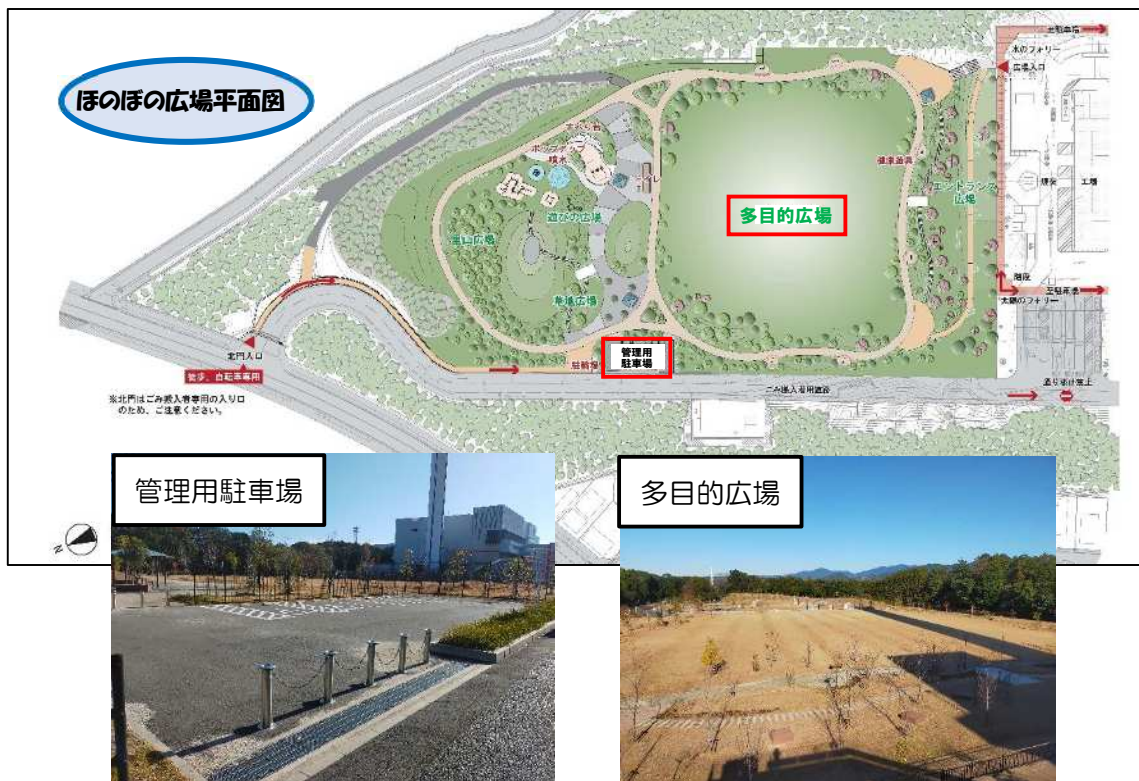
ほのぼの広場

(3)利用時間

夏（5月から9月まで） 午前6時から午後7時まで
冬（10月から翌年4月まで） 午前8時から午後5時まで
休場日 12月29日から翌年1月3日まで

(4)主な施設

- ・ エントランス広場
- ・ 多目的広場（芝生広場）
- ・ 遊びの広場（遊具広場）
- ・ 草地広場
- ・ 里山広場
- ・ 健康遊具
- ・ 東屋、ベンチ、トイレ（バリアフリートイレあり）
- ・ 自動販売機（ジュース、アイス）



2. 団体使用許可申請

(1) 申請対象施設

- 多目的広場
- ほのぼの広場横管理用駐車場

(2) 申請対象区分

下記の場合において、事前に使用許可申請書（以下「申請書」という。）を提出していただく必要があります。

(Ⅰ)多目的広場を10名以上で使用する場合

(Ⅱ)ほのぼの広場を利用するためにほのぼの広場横管理用駐車場を使用する場合

(3) 申請対象施設、使用時間及び休場日

- 同一の団体による使用は、1か月に3回まで、一日当たり6時間以内です。
- 申請対象施設、使用時間及び休場日は、下記のとおりです。
- 使用時間には会場の準備・後片付けの時間を含みます。

申請対象施設	使用時間	休場日
多目的広場	5月から9月まで 午前6時から午後7時まで	12月29日から 翌年1月3日まで
ほのぼの広場横管理用駐車場	10月から翌年4月まで 午前8時から午後5時まで	

(4) 使用料

- 使用料は発生しません。

3. 申請方法

(1) 全般

- 申請書については、福岡都市圏南部環境事業組合 HP≫施設紹介≫ほのぼの広場≫ご利用案内 よりダウンロードください。
- 当組合窓口に申請書を提出してください。
- 申請書の受付期間は、使用する日の1ヶ月前から7日前の午後5時までです。

(2) 使用許可

- 申請書に記載いただいた担当者へ連絡いたしますので、受け取りをお願いします。

4. 使用許可の条件

(1) 駐車場について

- 当日、車やバスで来場される場合には、ほのぼの広場横管理用駐車場への駐車をお願いしています。なお、駐車場は施錠されておりますので、当日利用される方に鍵

の開閉及び駐車場の管理をお願いしています。

※鍵は事前に貸出可能です。

※駐車場入り口の開閉方法については、使用許可書の受け取り時又は鍵の貸出時にお伝えします。

(2) 事前周知について

- ・広場内の掲示板（2ヶ所）に使用日の一週間程前までに事前周知文書を掲示し、使用後は速やかにその文書を回収してください。

5. 使用申請内容の変更

- ・許可書を発行後、使用申請内容に変更が生じた場合は、当組合にお電話ください。
なお、変更内容によっては再度申請書の提出をお願いする場合があります。
(例) 使用日の変更、使用場所の追加

6. 使用予約のキャンセル

(1) 申請者によるもの

- ・予約をキャンセルされる場合には、お電話にて当組合にご連絡ください。

(2) 当組合からによるもの

- ・台風などの荒天時やその他の事象により臨時でほのぼの広場を閉場することがあります。臨時閉場となった時は、当組合より申請者の方へ連絡いたします。

7. ご協力をお願い

(1) 団体使用許可について

- ・申請書を提出いただき、当組合より許可書を発行しますが、あくまで使用申請であり、占用ではありません。ほのぼの広場は一般開放しているため、皆様が利用できるようご協力をお願いします。

(2) 多目的広場の複数団体での使用について

- ・同一日に複数の団体から使用申請があった際には、基本的には先に申請書を提出された団体を優先しますが、複数団体での使用が可能と判断される場合には、空いている番号を違う団体に貸し出す場合がありますのでご了承ください。なお、同一日に他団体も使用することとなった際には、すでに申請書を提出いただいている団体の担当者にもお伝えいたします。

(3) 遊びの広場(遊具等)の使用について

- ・遊びの広場(遊具等)は使用許可の対象外であり、団体で利用されると一般利用者が利用できなくなりますので、一般利用者を優先してください。

8. 禁止事項

- ほのぼの広場内において、次に掲げる行為はできません。
- ① 行商、募金、興行、その他これらに類すること。
(民間のスポーツクラブによる使用、宣伝を目的とした撮影等)
- ② ほのぼの広場を損傷し、又は汚染すること。
- ③ 樹木を伐採し、又は植物若しくは土石の類を採取すること。
- ④ 土地の形質を変更すること。
- ⑤ はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- ⑥ 立入禁止区域に立ち入ること。
- ⑦ 指定された場所以外へ車両等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- ⑧ たき火等火災の原因となること。
- ⑨ 演説又は宣伝的行為をすること。
- ⑩ 工作物を設置し、又は居住すること。(日除け目的の小型テントは可。)
- ⑪ 騒音を発する等付近の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ⑫ 別表に掲げるものを持ち込み、使用すること。
- ⑬ 前各号のほか、ほのぼの広場の現状を変更し、風致を害し、用途外にほのぼの広場を利用し、又はほのぼの広場の管理上支障があると認められる行為をすること。

別表(使用の制限について)

- 1 自転車(補助輪付含む。)、一輪車、三輪車(幼児を除く)
- 2 スケートボード、ローラーブレード、ローラースケート、キックボード等
- 3 金属バット
- 4 木製バット
- 5 ゴルフクラブ
- 6 エンジン付き模型(ラジコンカー、ドローン含む。)
- 7 スパイクシューズ
- 8 硬球
- 9 凧

9. 使用許可申請書記入例

様式第1号

ほのほの広場使用許可申請書

ほのほの広場の使用を次のとおり申請します。

受付番号	第 号	申請年月日	●年●月●日
使用者	〒 ●●●-●●●●		
	住所 ●●市●●●●●●		
	団体名 ●●●		(電話) ●●●-●●●●
団体代表者 ●●●●● () 書きで担当者名も記入ください。			
使用目的	遠足、園外保育 等		
使用人数	合計	大人	子ども
	●●人	●●人	●●人
使用日時	●年●月●日 ●時●分～ ●時●分まで		
使用場所	多目的広場1,2、遊びの広場 等		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・バス●台、車●台 ・その他申請時に伝えておきたい事項等があれば記入ください。 		

※使用時間には会場の準備・後片づけの時間を含まず。

